**ふじみ衛生組合特定事業主行動計画**

**女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等に基づく武蔵野市とのごみ処理相互支援**

**2016年3月3日**

**特定事業主行動計画を策定しました。**

ふじみ衛生組合特定事業主行動計画

平成28年７月20日

ふじみ衛生組合管理者　清原　慶子

ふじみ衛生組合特定事業主行動計画（以下「本計画」といいます。）は、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第15条の規定に基づき、ふじみ衛生組合管理者が策定する特定事業主行動計画です。

１　計画期間

本計画の期間は、平成28年４月１日から平成32年３月31日までの４年間とします。

２　対象職員

本計画の対象とする職員は、嘱託員及び臨時職員を含む全職員とします。

３　目標

　　本計画の目標は、次のとおりとします。

　(1) 時間外勤務時間数　１人当たり年間120時間以内

　(2) 年次有給休暇の取得日数　１人当たり年間15日以上

　(3) 男性の育児休業取得率　20％以上

　(4) 男性職員の出産介護休暇及び育児参加休暇取得率　各100％

４　取組内容

　　本計画の目標のための取組内容は、次のとおりです。

(1) ワーク・ライフ・バランスの実現

男女双方で助け合って家事・育児・介護等を行うためには、長時間労働の是正をはじめとしたワーク・ライフ・バランスの実現が不可欠となります。時間外勤務の縮減、年次有給休暇の取得の促進を図るとともに、定時退庁の雰囲気づくりに取り組みます。

(2) 構成市人事担当課との連携

ふじみ衛生組合の構成市の人事担当課と連携し、育児休業等を取得しやすい職場づくり、ハラスメントのない職場づくりや職員の健康管理に努めることにより、育児をしやすく、女性が活躍できる職場づくりに取り組みます。